

令和 6 年度
第 1 回東京都再犯防止推進協議会
実務者会議

令和 6 年 1 0 月 2 9 日（火）
東京都庁第一本庁舎 1 8 階
1 8 A 会議室

(午後 2 時 5 6 分 開会)

○事務局 東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課の沖野と申します。

開会に先立ちまして、事務局からご案内申し上げます。

本日の会議は、WEB会議形式にて実施いたします。操作でご不明な点等がございましたら、チャット機能または電話等の方法により、事務局までお知らせください。電話番号は 03-5388-2747 になっております。

また、通常時はマイクをミュートにいただきまして、ご発言時には、マイクのミュートが解除されていることをご確認の上、ご発言をお願いいたします。

なお、本日の資料は、①議事次第、②委員名簿、③府中刑務所様の「府中刑務所における出所者の住居の確保等に係る現状と課題について」、④株式会社ホッとスペース東京様の「更生保護対象者の住居確保に向けた居住支援法人の取組」、⑤協議会の設置要綱及び本実務者会議の組織運営要領、以上 5 種類となっております。

会議資料は事前にメールで送付しております。また、資料は適宜、説明時に画面表示いたしますので、申し添えます。

本実務者会議は「公開」での開催となります。

なお、本日は矯正施設様の職員がオブザーバー、聴講者として参加されております。

後日作成する議事録につきましても、ご発言の内容をご確認いただいた後に、公表させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、開会まで今しばらくお待ちください。

○宮澤課長 それでは、定刻となりましたので、「令和 6 年度第 1 回東京都再犯防止推進協議会実務者会議」を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部共生社会担当の宮澤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、本年 3 月に策定しました「第二次東京都再犯防止推進計画」の重点課題の 1 つである「就労・住居の確保等のための取組」のうち、「住居の確保」について協議をいたしたいと思います。

適切な帰住先の確保は、安定した生活を送るための基盤でありまして、再犯防止を推進する上で重要な要素の一つと言えます。

「住居の確保」を一層推進するためには、国・東京都・区市町村・民間支援者等の各主体がその連携をさらに強固にすることが重要です。

「第二次東京都再犯防止推進計画」におきましても、「関連協議会等多様な場を活用して、各主体の連携をさらに強固にし、各取組を効果的に推進すること」を基本的な方向性の一つに設定しております。

本日の会議が、関係者間における情報共有の場、連携強化の契機となれば幸いです。

ざいます。

本議題に関連しまして、本日は、府中刑務所で分類審議室（審査・保護担当）統括矯正処遇官を務めます棟近様を講師としてお招きしており、刑務所出所者の住居の確保等についてご講演いただきます。

また、東京都指定居住支援法人株式会社ホッとスペース東京で代表取締役を務めておられます貝賀様からも、住居の確保に向けた取組について、ご講演いただきます。

お二方から貴重なお話をいただけるものと承知しております。

棟近様、貝賀様、本日はよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会に当たり、東京都再犯防止推進協議会実務者会議の座長であります、東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の勝見からご挨拶申し上げます。○勝見部長 東京都生活文化スポーツ局治安対策担当部長の勝見です。委員の皆様にはご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本年度第1回の会議にあたりましてご挨拶申し上げます。

昨年度は、東京都再犯防止推進協議会及び本実務者会議において第二次東京都再犯防止推進計画の策定に向け検討を重ね、本年3月に第二次計画を策定いたしました。計画の策定にあたりましてご協力を賜りありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

実務者会議は、都の再犯防止等を推進することを目的に、第二次東京都再犯防止推進計画の重点課題ごとに開催し、重点課題に沿った議題に関して情報交換を行うとともに、支援策等を検討する場として設置しています。

都の第二次計画に先がけて策定された国の第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性において、就労や住居の確保のための支援をより一層強化することとされております。

都内においても、都内の刑務所出所時に帰住先がない人の割合は26.4%でして、全国の15.6%と比較しても高く、全国の中でも住居費が高いという点を考えても、住居の確保等は喫緊の課題と考えています。

そこで、本日は都の二次計画の重点課題の一つである就労・住居の確保等のうち、住居の確保についてご議論いただきたいと思いますと考えています。

棟近様、貝賀様からご講演をいただきます。お忙しい中ありがとうございます。

皆様、様々な観点と立場からご意見をいただき、闊達な議論を賜りますようお願いいたします。

誰もが安全安心を実感できる、誰一人取り残さない包摂性のある社会の実現に向け、本年度も実務者会議において皆様のご協力いただきますようお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○宮澤課長 それでは、議題に移りたいと思います。

まず、「府中刑務所における出所者の住居の確保等に係る現状と課題」について、府中刑務所分類審議室（審査・保護担当）棟近統括矯正処遇官からご講演いただきます。

棟近様、よろしくお願いいたします。

○棟近統括矯正処遇官 ご紹介ありがとうございます。

皆様改めまして今日は。府中刑務所の分類審議室の棟近でございます。本日ご出席いただいております関係者の皆様方におかれましては日頃より刑務所出所者等の再犯防止にご尽力いただいておりますことを、この場を借りて御礼申し上げます。

また、本日はこのような貴重な機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、画面共有させていただきまして、ご説明させていただきます。

【説明スライド番号 1】

改めまして、私の所属しております部署は、府中刑務所分類審議室という部署になります。こちらの部署は、主に入所時、刑務所入所時の考査、いわゆる初期の全体像の把握や処遇の計画を立てている考査の段階と、あとは仮釈放の審査、生活環境の調整あるいは出所時に必要な保護を担当しており、この保護の中には、就労支援や住居の確保等も含めた、福祉的な支援なども含まれます。

私は、審査や出所時の保護、社会福祉支援の統括をしております。

本日は、せっかくの機会ですので、刑務所出所時における、出所者の住居の確保等に係る現状と課題について、簡単にご説明させていただきたいと思います。

【説明スライド番号 2】

本日は、主にこの 3 点の内容からご説明をしていきたいと思います。

【説明スライド番号 3】

まず、前段としまして、再犯防止としての住居の確保ということでございます。こちらは、皆様方も既に十分ご理解いただいていることだと思っておりますが、前提の共有ということでお話しさせていただきます。

【説明スライド番号 4】

次に、刑務所の入所者、出所者の居住の状況についてでございます。

左側を見ていただきますと、刑務所に入所してきた者のうち、犯行時に住居が不定であった者の割合が示されております。再入所した者の約 2 割が、犯罪時に住居の状況が不定であったということがデータで分かります。

また、右下の大きな円グラフですが、こちらは当所を満期で釈放した方の帰住先を示した図になります。このうち赤色の部分で示しております部分は、いわゆる出所時に帰住先が不明、あるいは、はっきりしていない方になります。

令和4年の矯正統計年報によりますと、満期釈放者のうち約4割が、適当な帰住先がないという形で出所している状況がございます。

【説明スライド番号5】

この状況を踏まえまして、刑務所出所者等に対する受け皿等の確保ということで、皆様ご承知のとおり住宅セーフティネット制度の改正が行われました。

この改正は、ここに示されているとおりですが、住宅確保要配慮者の類型に、新たに刑務所出所者等も加わることになったという改正でございます。この改正を受けまして、法務省では国土交通省や厚生労働省と緊密に連携して、刑務所出所者等の出所後の住居確保を推進していくということが定められまして、住まい支援の連携強化のための連絡協議会が設置されております。

【説明スライド番号6】

また、こちらにつきましても、皆様方よくご理解いただいているものと思いますが、国で定めております第一次再犯防止推進計画に基づく取組みの中で、今後の課題ということで、この真ん中の方に示されております。更生保護施設や自立準備ホーム、いわゆる更生保護官署の委託により運営されております施設の処遇機能の強化に加えまして、2ポツ目、居住支援法人との連携強化、3ポツ目に更生保護施設退所後の地域社会での定住先の確保というのが、課題として掲げられておりました。

その課題を受けて、第二次再犯防止推進計画が改めて定められてございます。

その中の黄色の枠組みで掲げております部分の内容が、いわゆる住居の確保に係る部分になります。この2ポツ目につきましては、赤字で示されておりますとおり、居住支援法人との更なる連携方策の検討ということが示されております。

また、3ポツ目は、昨年12月に更生保護法が改正されまして、矯正施設に在所中から、満期釈放になった場合の住居確保のために、様々な調査や調整が実施できるようになりました。本日は後ほどこの部分についても少しご紹介できればと思います。

このような形で、住居の確保ということが、再犯防止推進計画の中でも掲げられているというところでございます。そういったことを受けまして、当所における住居の確保の取組みについてご説明させていただきたいと思います。

【説明スライド番号7】

まず、府中刑務所については、実際に参観等で足を運んでいただいている方々もいらっしゃるかと思います。改めて入所している被収容者の概要についてご説明をします。

当所は犯罪傾向の進んだ受刑者を主な対象としております。具体的には、服役を繰り返している、あるいは、反社会的な集団に関わっている等の犯罪傾向の進んだ受刑者でございます。

日本人の男子の受刑者だけでなく、外国人の受刑者も収容しております。

また、透析が必要な方や、あるいはH I Vの感染者、あるいは覚せい剤の使用による精神障害などを抱えた方も、収容しているという特徴もあります。

また、日本人受刑者だけに特化して概要を説明しますと、まず、罪名ですが、窃盗と、いわゆる覚せい剤を含めた薬物の事犯、この2種類で約7割の罪名を占めている状況でございます。

また、日本人の受刑者の平均の入所回数は約5回となっております、最多では約25回入所している方もおります。

年齢別に考えますと、平均年齢は約50代となっておりますが、最高齢で90代の受刑者もおります。

また、そういった状況を踏まえまして、現在課題となっておりますのが、当所在所者の高齢化です。また、精神障害を含めた何らかの疾患や障害を抱えている受刑者も、その割合が多くなってございます。

何度か刑務所の入所を繰り返しているということも影響して、出所後の帰住先がない、あるいは頼れる親族などに身寄りがいない、あるいは所持金も十分に確保なされてないといった受刑者も多くございます。

そういったところで、何らか福祉制度の利用を考えたいところですが、そもそも福祉制度の理解がない、あるいは必要性の認識がないといった受刑者もおりますので、そういったところが、現在の課題となっております。

そういった受刑者に向けた、住居の確保の取り組みでございます。

【説明スライド番号8】

まず、一番上の受刑者、全被収容者に向けた住居の確保ということでは、こちら、仮釈放を見据えた更生保護官署と連携した生活環境調整があります。

こちらにつきましては、全受刑者に対して、帰住予定地の希望を聞いたり、あるいは引受人となってもらえる協力者についての聴取を行った上で、保護観察所で生活環境の調整を行って、帰住先を定めていくというものでございます。

また、真ん中に示されております福祉的支援が必要な受刑者につきましては、後ほど詳しく説明しますが、東京都の関係部署の方や、地域生活定着支援センターの担当者さんと連携した特別調整、当所には、福祉専門官が常駐しておりますので、そのスタッフによる支援を行っております。

さらには、満期釈放となった受刑者、そういったものが予定されている受刑者につきましても、収容中に出所後の更生保護施設の利用を求める更生緊急保護を申し出をする、あるいは、出所時に然るべき場所まで職員が同行するような形で保護をして、帰住予定地へ引継ぎを行うといったことなども、連携上行っているところでござい

す。

改めて、一番上の全被収容者に関する更生保護観察所と連携した生活環境調整について、当所ならではの実情を細かく説明をいたしますと、こちらはいわゆる出所後の帰住予定地の希望や、協力をしてもらいたい引受人の設定がなされて初めて、生活環境調整が行われます。

ただ、当所の場合は、引受人として検討できる人がいないという人は、そもそも帰住予定地の希望がないということで、そういった申告を行わないという受刑者も一定数ございます。

そういった受刑者に対しては、当所の中でも帰住予定地を定めて社会復帰を目指すように指導を行っているところですが、それだけでは十分ではないといったところもありまして、実際、保護観察所の職員の皆様にご協力いただきながら調整を行っております。

具体的には保護観察所の保護観察官から、直接受刑者に帰住予定地を定める指導をいただいたり、あるいは更生保護施設の職員さんにこちらに来てもらって、受刑者と面接をしながら、出所後の生活についての動機付けなどを行ってもらいながら、受刑者に帰住予定地の設定を促して生活環境調整をしているというような実情がございます。

また、こういった受刑者につきましては、出所後の生活環境に定着できるようにということで、保護観察を受けながら、ソフトランディングを図れるようにということで、仮釈放を見据えて、働きかけを行っているところでございます。

【説明スライド番号 9】

続きまして、真ん中の福祉的支援について詳しく説明させていただきます。

当所では、一番下に掲げておりますが、福祉的支援の専門スタッフを配置しております。福祉専門官というのは常勤の社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する職員で3名配置しております。また、そのほかにも社会福祉士2名、精神保健福祉士1名の非常勤の職員3名を配置しておりまして、計6名の福祉支援の専門スタッフを配置しております。

対象者につきましては、主に65歳以上の高齢者や精神障害や身体障害、知的障害のある方、あるいは様々な疾病のある方を対象としてございます。

こちらは、速報値の数でございますが、当所在所者の中で、そういった福祉的な支援が必要だと判断された方というのは約500名程度いらっしゃいます。その500名程度の対象者に対して、6名の専門スタッフで対応しているという状況です。

主な内訳としましては、精神障害のある方の割合が約4割と最も高く、次いで高齢者の割合が約3割、それに次いで知的障害を有する方が約2割という状況でございます。

す。

そういった対象者に対しては、真ん中に示しておりますが、釈放後に福祉サービスにつなげるためにということで、入所当初からその福祉的支援の必要性についてスクリーニングを行い、対象者に早いうちからその説明をして動機付けを図っているところでございます。

福祉的支援は、あくまで対象者自身の希望や同意に基づいて支援が行われますので、福祉的支援を希望しないといった場合は対象にはなりません。その動機付けの部分について力を入れていっているところでございます。

65歳以上の高齢者で、障害がある、あるいは帰住予定地が定まってない。ただ、福祉的支援を希望して同意しているといった対象者につきましては、1番に書いております特別調整の対象として検討をいただいて、東京都や地域生活定着支援センターさんと連携をして、福祉施設への入所などの調整を行っております。

こちらにつきまして、当所には対象となる受刑者が多数おりますので、必ず毎月1回関係者が一堂に集まって、その対象として支援が妥当かどうかというのを個別検討する会議を開いております。

また、中には特別調整の対象者として検討を行っていただいたものの、これまで何度も服役を繰り返して、なかなか支援が支援センターさんのほうで難しいと判断された場合や、あるいは福祉的支援というよりは、病気や障害が重く医療の部分の支援の割合が大きいと判断されて、特別調整に馴染まないと判断されるような場合もあります。

そういった場合は、2番に書かれておりますように、福祉的支援の独自の調整というのを福祉専門官等が行っております。こちらにつきましては、対象者の同意を得ながら、帰住先の確保や福祉事務所との連絡調整などを刑務所独自に行い、出所後支援者につなげられるように出所ぎりぎりまでの支援を行っております。

また、出所後の帰住予定地や支援者へのつながりをしっかり行うために、先ほど申し上げましたとおり、公共交通機関の乗車の付き添い等を行って、支援者への引き継ぎなども行うようにしております。

【説明スライド番号10】

こちらは帰住先の状況ということで、あくまで帰住先の候補地として考えられるものを一覧として挙げさせていただきました。

ここに掲げられていますとおり、更生保護施設や自立準備ホームといった更生保護官署との連携を前提としたところであったり、あるいは養護老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向けの住居もありますし、障害者の入所施設やグループホームといった形で、かなり多岐にわたる帰住先の調整を行っ

ているところでございます。

こういったところも、あくまで対象者自身がそういった施設の利用を希望しなければ支援に結びつきませんので、その対象者への動機付けというのは一つの大きな課題となっております。

当所では、現在そういった障害のある対象者に対しては、刑務官だけでなく、福祉専門官や教育の専門官等がチームになって、チーム処遇で対象者への動機付けを図っております。具体的には対象者と円卓になって定期的なミーティングを行うようにして、対象者の希望をしっかりと把握するように、あるいは心情を把握するようにしております。

また、先ほど説明しましたように、関係機関の皆様には直接当所にお越しいただいて、対象者への働きかけをしていただく更生保護施設の職員さんや保護観察官をはじめ、こちらに掲げられております施設の職員さんに直接本人に会ってもらいながら、サービスの利用の内容について説明いただいて、対象者への動機付けを図るということもあります。

また、最近行いました取組みとしてご報告しますと、最近高齢者の対象者が出所前に要介護状態になってしまいまして、所内で車いす生活になったということで、出所後は介護が必要な施設の利用が望まれるところ、対象者自身はこれまで介護保険サービスを利用したことがないということがありました。

そこで、介護保険のサービスの施設の方に協力を求めまして、在所中に対象者と職員がその施設の見学に行き、その施設の見学を通して、介護保険サービスのイメージを持ってもらう、あるいは動機付けを高めてもらうという取組みを行いました。

こういった取組みは、外出の枠組みの中で職員が付き添って、もちろん保安上のリスクなども十分注意をして検討した上で、安全に実施をしているところでございます。

今後こういった高齢者や障害のある受刑者に対する社会復帰支援ということで、必要に応じてこういった外出も検討していきたいと考えております。

また、最後にこのあとも少しご説明があるかもしれませんが、住居の確保の課題の中で、居住支援法人さんとの連携ということが掲げられております。当所も居住支援法人の皆様にも実際に来ていただいて、施設の状況を見学いただいて意見交換するといった連携を促進するための会議なども行っております。

また、受刑者の中には出所直前に状態が大きく変化をするということから、急遽、住居の確保をしなければならないといったような事例も多くございます。実際つい最近、居住支援法人さんと連携をして住居確保した事例がありますので、最後にご紹介したいと思います。

その対象者は、もともと単身生活を希望していたということですが、これまでアパ

ートの確保というのが難渋をしてなかなかうまくいかないといったことを、ずっと不安視していたということがありました。

出所の約2か月前ですが、当所の福祉専門官が居住支援法人さんに相談、連絡をしまして、居住支援法人さんもまず対象者に会ってみるということで、すぐにお越しただいて面接を行いました。

対象者の希望や考え、あるいは今後の生活の計画なども確認いただいて、その上で居住支援法人さんの持っていращる物件などの調整を始めていただきました。

最終的に短期間ではありましたが、物件を確保いただきまして、出所時にその物件にそのまま入所することができたという事例があります。その際、当所の職員が出所先のその住居まで一緒に付き添って、出所先の住居で待機している居住支援法人の職員さんとの引継ぎを行うという事例がありました。

この事例は、比較的うまくいった事例ですが、なかなか出所日が決まっている中で時間が足りない、あるいは調整が追いつかないといったこともあります。ただ、関係者の皆様とできることを連携していくということを、少しでも事例を積み重ねながら進めていきたいと考えております。

【説明スライド番号11】

簡単ではございますが、当所の概要と課題についてご説明させていただきました。ご清聴いただきましてありがとうございます。

○宮澤課長 棟近様、ありがとうございます。

ただいま矯正施設における「刑務所出所者の住居の確保等に係る現状や課題」についてのご説明がありました。

これらの内容を踏まえて、委員の皆様方にご意見、ご質問をいただきたいと思えます。

ご発言される委員の方は、Teamsの「挙手機能」または挙手にてお知らせ願います。

では、伊藤先生、よろしくお願いします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。

府中刑務所での出所において行われている出所者の住居の確保というのは、本当に丁寧を実施されていることがよく分かりました。本当にきめ細やかな感じがしました。

質問ですが、府中刑務所の場合は犯罪傾向の進んだ者が入っているということですので、長期にわたって収容されているという人が多いと思います。出所に向けていつ頃から出所の準備をされるのでしょうか。

住居の確保とか、本人の動機付けとか、そういうのが始まるというのは、段階的にいつ頃から行くとかという決まりがありましたら教えていただきたいと思います。

もう1つの質問は、先ほど帰宅先として、有料老人ホームとか、グループホームと

か、サービス付き高齢者住宅とか、民間アパートとか出ていましたが、経済的な面、お金がある受刑者は少ないのではないかと思います。その辺はどんなふうに、例えば、本人が民間アパートに行きたいって言っているけれども、実は全然お金を持ってないというような場合は、どのようにされているのか、その辺疑問に思いましたのでご説明いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○宮澤課長 棟近様、よろしくお願いします。

○棟近統括矯正処遇官 ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の出所に向けた支援のスケジュールについてですが、まず、入所時に福祉的支援の必要性について、全対象者、全受刑者に対してのスクリーニングを行っております。

当所の日本人受刑者におきましては、大体平均して約3年程度の服役をしているところ、少なくとも約1年前からは、出所後の居住地の確保に向けた動きを福祉的支援が必要な受刑者には行っております。

全受刑者に対しては、入所の直後から、帰住先の希望と引受人の設定による帰住予定地の調整をするのですが、その帰住予定地が定まらない、あるいは引受人の設定がなかなかうまくいかない、なおかつ福祉支援が必要な場合は、今申し上げましたとおり、約1年ほど前から入所先や帰住予定地の新たな調整を開始しているというところでございます。

早いうちから、東京都さんや地域生活定着支援センターさんと情報共有して、まず特別調整の枠組みで帰住予定地を定められないかということを検討しますし、そこでなかなかうまくいかない場合にも、独自の調整で出所日まで、調整を行っているところでございます。

1点目の説明については、簡単ですが以上になります。

また、2点目のご質問で、経済面に関するご指摘がありました。ご指摘のとおり、経済的な困窮も犯罪に至った要因の一つという受刑者も少なくありませんので、なかなか経済的には十分ではない方が多いと言ったところであります。

そういった対象者につきましては、出所とともに生活保護の受給も見込まれるところがありますので、対象者に説明をした上で同意を得て、必要に応じて帰住予定地を管轄する自治体さんへ情報提供をさせていただく、あるいは、出所したあと窓口で相談に応じてほしいということ、情報提供させてもらうこともあります。

あとは、対象者によっては年金を受給していたということで、この入所中に一定程度生活費が確保できそうな人もおりますので、そういった対象者の場合は、例えば、有料老人ホーム等、入所頭金として調整をするというようなことも事例としてはあります。

ただ、いずれにしても経済的な部分というのは、出所後の生活を支える上でとても大事なところになりますので、その部分も本人が困らないように在所中から支援を行っているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○宮澤課長 では、続きまして、東京保護観察所の竹俣次長、よろしくお願いします。

○竹俣委員 東京保護観察所次長の竹俣と申します。皆様方にはいつもお世話になっております。

先ほど、府中刑務所さんの説明の中で、受刑者の生活環境調整の帰住先の確保ということでは、保護観察所といたしましても府中刑務所さんを含めました全国の矯正施設の刑務所、少年院と連携しながら進めているんですが、結局、帰住先の確保は最重要事案と考えているところですが、

全てのケースにおきまして帰住先が確保されるということではなくて、受刑者の再犯リスクが比較的「低い」もしくは「ない」というような状況の中で、生活環境調整、帰住先の確保ということで進めているところでございます、

こちらについては、初めて罪を犯した者から、5入、6入、つわものですと、10入とか、12入という刑務所を出入りしているような人がいるんですが、比較的、初めて罪を犯した者のほうが帰住先が確保される。

再犯の数が多い者ほど帰住先が確保しづらいという状況の中で、保護司の皆様のご協力をいただきながら、1人でも多くの受刑者が社会復帰できるように、居住支援も進めているのでございます。

○宮澤課長 ありがとうございます。

それでは、次に、屋宮先生、お願いします。

○屋宮委員 今の帰住先の調整のときにチーム処遇というお話があったかと思うんですが、これは福祉的な支援が必要な人に対して、複数の方がチームで対応していると伺いましたが、まず、それはその理解でよろしいでしょうか。

○棟近統括矯正処遇官 はい。

○屋宮委員 どういう方が関わって、先ほど1年前ぐらいから始まるという話でしたが、そういうチーム処遇が始まるタイミングとか、始まってから一体どういうチーム処遇で具体的にどういうことをされるのか教えていただいてよろしいでしょうか。

○棟近統括矯正処遇官 ご質問ありがとうございます。

まず、チーム処遇につきましては、対象としてまだ試行的な取組みにはなるんですが、例えば、知的な制約があって、集団内生活がなかなか困難であったり、一般の刑務作業が難しいと判断される受刑者については、個別的な配慮が必要だという考えに

基づいて、そういった受刑者に対しては、他機関、他部門と情報共有して取り組む指導を行う必要があるだろうということで、試行的に行っているところでございます。

その試行的な取組みとしては、具体的には、先ほど少しご説明させていただきましたが、対象者含めてミーティングのような形で、対象者の困りごとや心配事、あるいは希望など聞きながら、入所中にできることはないかということ話を話し合っ、具体的にそれを可能な限り実践をしていくというものでございます。

例えば、一般の刑務作業を行う工場に行くのは難しい方でも、居室の中でできることはないかとか、そういったことも行いながら、少しでも本人の生活の変化を起こす、そういった働きをしているというところでございます。

これはまだまだ試行的な取組みでありますし、そういった支援が必要な受刑者全てに行き渡っているかという、まだまだ十分ではないというところであります。

先ほどお話ししました約1年前からの福祉的支援の開始につきましては、基本的には、そういった支援が必要な者、全対象者に対して働きかけを行っているところでございます。

ただ、そのときにその福祉的支援を希望するかしらないかというところで、支援を希望しないと述べる受刑者につきましては、強制的にそういった福祉的支援を行えないというところもありますので、そこは一つの動機付けが課題となっていると考えております。

○屋宮委員 ありがとうございます。

○宮澤課長 それでは、続きまして、八王子市さん。

○山野井委員 八王子市の山野井ですが、よろしくお願いします。

先ほどの話で、対象者が500名と言われたのは、この高齢者、疾病のある方、障害のあった方だと思うんですが、全体では何名ぐらいいらっしゃるんですか、府中刑務所というのは。

○宮澤課長 今のご質問は恐らく刑務所から出ていく人が年間でどのぐらい、全体ではいるのかということだろうと思うんですが、それは概数でも構わないですが、いかがですか。

○棟近統括矯正処遇官 説明が不十分でした。当所の所容定員は約2600名となっていて、直近では約1700名前後を収容してございます。

先ほどご説明した500名というのは、そのうちの約500名は何らかの福祉的支援が必要だということで、日本人受刑者3人に1人はそういった支援が必要な者がいるとイメージいただければと思います。

入所と出所につきましては、年度によって若干の違いがありますのではっきりした数は申し上げられませんが、入所中の中でも3人に1人ぐらいは、そういった福祉的

な支援、高齢者であったり、障害を抱えているような状況があるというところをご理解いただければと思います。

○山野井委員 そうしましたところ、先ほど言われたチームの中には、引受人になれるような保護司さんとかは入れないんですか。そもそもその人たちには保護司さんとかはつかない方たちですかね。

○棟近統括矯正処遇官 基本的には全被収容者に対しては、更生保護官署と連携した生活環境調整を行っておりますので、本人が帰住予定地を希望すれば、担当の保護観察官や保護司の方々による生活環境調整が開始される枠組みになってございます。

○山野井委員 そうした場合、保護司さんがつかなかったとかの場合、先ほど言ったように、自立支援とかのお金をもらうときは本人が自ら行かないと、もうそれ以上の先は、市としてはコンタクトをとることができないという状況になるわけですね。

○棟近統括矯正処遇官 保護司さんが担当されないといった場合は、例えば、本人が帰住予定地を定めないということで、生活環境調整が行われない場合を指すかと思うんですが、そういった場合も、今お話がありましたとおり、福祉的なサービス、障害福祉サービスの利用が望ましい対象者もいるかと思っておりますので、そういった場合は本人の同意に基づいて、福祉専門職が自治体と連絡調整をさせていただくというようなことをしております。

例えば、介護が必要な方の介護保険の利用にあたりましては、在所中に要介護認定の区分認定調査をしていただく場合もありますし、あるいは障害者手帳の発行が必要だと判断された場合も、当所に精神科医がおりますので、その診断書を提出させていただいて、市町村の担当者さんにお越しいただいて調査を行っていただくということもありますので、そういった形で入所中から連携協力いただければと考えております。

○山野井委員 ありがとうございます。

○宮澤課長 ほかにございますか。

東京都社会福祉協議会、森委員、よろしくお願いします。

○森委員 ご報告ありがとうございます。

冒頭のところで4割の方が全国の調査の中で、出所時に適当な帰住先がないというような調査結果が出ておりますが、これは、府中刑務所さんに当てはめた場合には、出所時に帰住先がないなというところで送り出すようなことが、実情としてある状況でしょうか。そういった人は大体どういったところで過ごしているかという点での予測はどんな感じでしょうか。

○宮澤課長 棟近様、いかがでしょうか。

○棟近統括矯正処遇官 ご質問ありがとうございます。

冒頭にお示しした図は令和4年の矯正統計年報ということで、全国の実態になりま

すが、当所においてもほぼ同様な割合で帰住地が出所時に確保されていないという受刑者がおります。

そういった出所者につきましては、まず前段としまして保護観察所のほうに、困ったときは保護を求めることができますので、更生緊急保護という形で保護観察所を訪ねるように指導しております。

そういった形で出所後に保護観察所に出頭しまして、更生緊急保護という形で更生保護施設という方もおります。

また、出所者の中にはこれまで住み慣れた地域に戻ってから考えるといった形で、はっきりした計画を述べない方もおまして、人によっては、当日それぞれの宿泊地を確保するといったこともあると推測しております。

○森委員 ありがとうございます。

○宮澤課長 続きまして、屋宮先生、よろしくお願いします。

○屋宮委員 チーム処遇のことですが、その処遇の中で、例えば、まず前提として弁護士会の取組みとして、その更生の支援計画を刑務所のほうにも引き継がせていただくという取組みをさせていただいておりますが、その中で、当然、そのあと弁護士が協力をするといった場合もあるかと思えます。

そういう意味で、そのチーム処遇の中に弁護士が加わったような場合があるのかどうか、また、その更生支援計画書がそのチーム処遇とか、また処遇の中で影響したことがあるのかどうか、お答になれる範囲で教えていただければと思います。

○棟近統括矯正処遇官 ご質問ありがとうございます。

更生支援計画につきましては、必要な情報として引き継ぎを受けております。裁判段階でどのような支援が計画できるかといったところは、出所先の支援を検討するにあたって大変参考にさせてもらっております。

また、東京都の弁護士会さんとは個別に連携をさせていただいております、弁護士の先生に出所後の支援という形で協力をいただく例もあります。

実際、出所日が土日祝日の受刑者もおまして、そういった受刑者をまず週明けにきちんと行政機関の窓口でつなぐといった支援をしていただいた例もあります。

あるいは、受刑者の中には債務整理が必要な方もおまして、そういった債務整理につきましては入所中はなかなか手続きに限界がありますので、そういったところを入所中から関わっていただきながら、出所後の支援につなげていただいたという例もあります。

ですので、今後も弁護士の先生方とは、必要に応じて連携協力いただければと考えております。また、受刑者によっては、そういった当所で行っているチームでの処遇の状況も、弁護士さんのほうにも協力いただいて連携を図っていただければと考えており

ますので、ぜひどうぞよろしくお願いいたします。

○屋宮委員 ありがとうございます。

○宮澤課長 ありがとうございます。

いくつか質問がありましたが、東京保護観察所から何か補足があればお願いします。

○竹俣委員 特にありませんが、参考情報といたしまして、矯正施設のほうで引受人が決定されまして、東京保護観察所管内で帰住地調整している者が年間約1500人です。

先ほど保護司が担当するというようなお話がありましたが、その年間1500人ぐらゐの生活環境調整、帰住地調整も東京都内の保護司の先生方が担当しているような状況でございます。

○宮澤課長 ありがとうございます。

それでは、東京都が取り組む施策というものもありまして、それが第二次再犯防止推進計画にも書かれているわけです。

例えば、住宅セーフティネットの確保に向けた取組みなどには、更生保護対象者も含まれておりまして、その取組みの一つに「東京ささエール住宅」というものもございます。そのあたり、住宅政策本部から何かあればよろしくお願いいたします。

○小田島課長代理 東京都住宅政策本部の小田島と申します。

制度をご紹介いただきましてありがとうございます。「東京ささエール住宅」ですが、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、通称「住宅セーフティネット法」と呼ばれておりますが、その規定によって東京都の登録を受けた住宅となります。

一般的には、単に「登録住宅」ですとか「セーフティネット住宅」と呼ばれておりますが、東京都では令和2年1月に「東京ささエール住宅」という愛称を設けて、制度の普及に努めているところでございます。

この「東京ささエール住宅」、「セーフティネット住宅」は、法に基づく住宅セーフティネット制度の1つ目の柱です。

高齢者や低額所得者、更生保護の対象の方々といった、住宅の確保に配慮を要する方々の入居を拒まない賃貸住宅で、一定の構造ですとか、設備、面積等の基準を満たすものを、貸主さんからの申請に基づいて東京都が登録しているものになります。登録を受けた住宅は国の専用ウェブサイトで公表されております。

制度の2本目の柱ですが、国や地方公共団体等による経済的支援というものも挙げられております。

もちろん条件はございますが、都は貸主に対する改修費や家賃の低廉化の補助を、区市町村さんと協調しながら実施しているほか、令和5年度からは都独自の「東京さ

さエール住宅貸主応援事業」を開始いたしました。

その取組みについては、耐震改修ですとかバリアフリー改修などの設備改善、また見守り機器の設置などの費用に補助を行ってございます。

3本目の柱ですが、居住支援法人や居住支援協議会による居住支援です。

居住支援法人とは、住宅確保要配慮者に対して入居に係る情報を提供ですとか、相談、見守りなどの生活支援、家賃債務保証等の居住支援業務を行う法人として、都道府県が指定しております。

居住支援協議会のほうですが、こちらは地方公共団体や、関係業者、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者の方や民間賃貸住宅の貸主（賃貸人）の双方に対して、住宅情報の提供の支援などを実施している組織になります。

設置自体は、法定必須義務などはございませんが、都道府県レベルの組織と区市町村レベルの組織とがございします。

東京都では、居住支援法人に対しては、民間住宅を新たに借り上げて、その要配慮者の専用の住宅として登録して、住宅の提供、入居後の見守りや生活支援などを行う居住支援法人に対して活動費等を補助する制度を、令和5年度から開始いたしました。

一方、居住支援協議会に関しては、都の居住支援協議会の構成員を務めておりますし、また事務局も行っているところでございまして、区市町村がそれぞれの地域で居住支援協議会を設立できるよう活動等の支援を実施しているところでございます。

セーフティネット制度の3つの柱の「ささエール住宅」、「経済的支援」、「居住支援」の施策のもとに、引き続き住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に努めてまいりたいと思っております。

○宮澤課長 ありがとうございます。

居住支援法人の話が少し出ましたが、この後の議題でもう少し深めていこうと思いますので、よろしくお願いします。

事務局から質問があります。

○事務局 住宅政策本部様、ありがとうございます。

今説明いただいた住宅セーフティネットに係る各種取組みが3つあると思うんですが、更生保護対象者も対象ということで、今説明いただいた、例えば、矯正施設で住居の確保に取り組む法務省であったり、東京保護観察所が、更生保護対象者の住居を支援するために取り組んでいる時に、そういった都の取組みを活用いただくことは望むところであるという理解でよろしいでしょうか。

小田島代理、よろしくお願いいたします。

○小田島課長代理 実際に東京都といたしましても、府中刑務所様のほうに、8月にお招きいただきまして、意見交換の機会をいただきました。貴重な場を設けていただ

きまして、この場を借りて御礼申し上げます。

一方、東京都の居住支援協議会における活動でも、府中刑務所様のほうに6月の総会にご参加いただくなど、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に向けて、積極的な活動をいただいているものと承知しているところでございます。

住宅確保要配慮者の方々が置かれた状況というのは、本当に多種多様であると思っておりますので、そうした方々の居住の安定確保を図っていくためには、関係の団体ですとか機関との協力や情報共有というのが、非常に重要なものだと考えております。

引き続き、国も含め、居住支援法人や、その他の関係団体、機関の皆様と連携していきたいと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いできればと思っております。

○事務局 ありがとうございます。

○宮澤課長 それでは、この話題はこのあたりとしまして、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、「更生保護対象者の住居確保に向けた居住支援法人の取組」について、株式会社ホッとスペース東京の貝賀代表取締役からご講演いただきます。

貝賀様、よろしくお願いいたします。

○貝賀代表取締役 よろしく願いいたします。画面共有させていただきます。

居住支援法人をやっております株式会社ホッとスペース東京の貝賀と申します。本日、更生保護対象者の住居確保に向けた、我々居住支援法人の取組みということでお話をさせていただきます。

最初、弊社の紹介ですが、2016年12月28日に登記をしまして、現在まで活動しております。8期目になります。決算を迎えて9期目、来年から9期目というような感じです。

主にどういったことをしているかということ、ビジネスモデル的には、賃料収入を得て活動しているので、大きくいえば不動産屋ですが、対象の方は住居確保が困難な方へ向けた福祉を兼ねた不動産賃貸運営というのをやっております。

刑余者に限らず、失業した方、寮付きの仕事をやっていただけども、その仕事を辞めて、家も仕事なくなってしまったですとか、あとはシングルマザーになった方で家賃が払えなくなってきてしまったとか。

あと最近多いのが、都内ネットカフェ生活をしていて、日払いで働きながら住み家を探している方だったりとか、そういった方に向けて住居の提供をしているということになります。

目指すところといえば、生活に困っても、安定した住居を確保できるような取組みということ、これから目指していこうというところでございます。

最初取り組み、当社の動き出したきっかけというのは、炊き出し活動とかをやっていて、炊き出しで困った人に対して、「役所行ったらどう？」とかいうふうな活動を、ボランティアを兼ねながらしていたんですが。

では、例えば、「生活保護を受けるわ」といって、役所に行って、「よかったね」みたいな話を仲間としていても、2週間後とかにぽっと支援した方が戻ってきたりとかするんですね。「どうしたの」とか言ったら、「いや、施設にいても出てきちゃったよ」みたいな。

その人も余り協調性とかという意味では、少し薄い方だったので、「ああ、なるほどね」と、誰しものが福祉を受ければ安定するわけじゃないんだなみたいなのが、ボランティア団体の課題で、我々でも安定した住居とかを提供できるんじゃないかというのが、きっかけの取り組みでございます。

その中で、住居の活動とかをしていると、様々な方がいらっしゃって、それこそ刑務所から出てきた方々でしたりが、ちょくちょく相談に来るようになってきていました。

相談のきっかけというのが、更生保護施設から出てきて、その後の住居が無いという方の相談が、三、四年前すごく多くなった時期があって、更生保護施設の方に直接「うちではこういう活動しているんですよ」というお話をしに行ったりとかして、東京保護観察所というところがあるぞと。

そこに3年前ぐらいにアポイントを取って伺ったときに、「御社は居住支援法人を取られているんですか」と、そのときの担当の方におっしゃっていただいて、居住支援法人を取ったというのが、居住支援法人を取った経緯になります。

具体的にどういったことをしているかということ、手出しがかからずとも入居ができる住居を用意しています。基本的にうちの管理物件や所有物件は、各家電というのは揃えております。

初期費用を分割にしたり、限りなくゼロに近づける、火災保険料のみがかかるような形にしたりですとか各相談者の状況に合わせてアレンジして住居提供を支援します。

例えば、アパートやマンションでいえば、23区はないことはないんですが、ほとんど出てこない。23区外のところ、具体的には、東京で言えば西東京、立川、国分寺、八王子、東村山とか、そのあたりでアパートやマンションというのを用意しております。

あとは一都三県ですので、千葉だったら松戸だったり、千葉市ですとか市川市、船橋市というところでアパートを、神奈川であれば、横浜市で、保土ヶ谷区とか磯子区とかいったところを中心に、アパートやマンションを貸し出しております。

23区内はシェアハウスが中心です。共益費込で五、六万円ぐらいのシェアハウス

を用意しておりまして、主に就労している方が多いです。

働きながらネットカフェとかで住居がない方とかは、月々に8万、9万円ぐらい、ネットカフェに払っていて、安くいっても1泊3000円ぐらいが結構ネットカフェで安く抑えるための金額で、そうすると、少なく見積もっても9万円ぐらいその方は払っていらっしゃるのので、「それだったら五、六万のところでシェアハウスで、住民票も置けてみたいところが安定しますよね」というところでご紹介をしております。

刑余者の方で言うと、それこそ更生保護施設から出て、その先の住居がない。刑務所から出て、その先の住居、身寄りとかもなくてどうしようという方の相談が多いです。

実質、我々で運営をしていますので、オーナーさんから借りて、私たちが運営している物件に関しても、オーナーさんに同意を取って我々で運営をしているものなので、基本的に僕らの中でコントロールをしながら進めていっているというところなんです。

具体的に言えば、保証会社の審査が通らないとか、そういう方に対してであれば、入居後に審査をしようとか、あとは、デポジット1か月分入れれば、もう保証会社なしで行こうとか。デポジット1か月分も通らないし、保証会社もないとしたら、その人のお人柄、その本人とお話をして、問題なければ入居を進めようとか、いろいろなアイデアを出しながら、住居確保に向けて取り組んでいるというところなんです。

極論、銀行口座がない、身分証がない、携帯がないとかいった方でも、コミュニケーションがとれていければ、入居を進めていくというような形で取り組んでおります。

「どうやってそんな好き勝手できるの」と言われるんですが、もちろんその基準というのはあるんですが、先ほども申し上げたとおり、まず、サブリースという、オーナーさんから物件をお借りして、こちらで運営するというモデルにしている場合です。

この場合は、オーナーさんには「こういう取組みをして、居住困難な方に向けて、住居確保している者です。でも、家賃はこのようにしてお支払いをしております」ということをきっちり示すことで、オーナーさんから同意を得て運営をしているので、そういったところで、物件をお貸しいただいて、運営をしているというようなところなんです。

また、最近だと、購入というのも我々もできるようになってきましたので、購入をして直接入居者さんにお貸しをしているというフローを踏んでいるので、割と与信の部分で困難な方に対してでも住居を提供できるというようになっています。

その他のところでは、物件の管理、サブリースと似ているんですが、大家さんから、福祉的な理解がある大家さんから、「こういうような形で取り組みたい、住居要配慮者に対して運営をお願いしたい」というオーナーさんも、近々増えてきているので、そういった方に対しては管理業務としていくこともしています。

また、最近、宅建事業者として免許が取れたので、賃貸仲介というのを行って、刑余者の方とかは緊急連絡先がないという方とか、保証人がいないという方がいらっしゃるの、そのあたりは我々法人でなったりとかして対応していく。

そういうようなところで対応しています。

まだまだ賃貸仲介に関しては、まだ知識が浅く、なかなか物件を貸してくれるオーナーさんというのが少ないものなので、これから力を入れていけたらいいなというところ。

あと、我々は見守り支援というのをやるんですが、例えば、ご高齢の方であれば、「ハローライト」をうちも導入していて、「ハローライト」がつけた消えたで感知して、すぐ見守りに行ったりとか。そういった見守りをやっていて、高齢者の方も受け入れはしています。

ただ、入居してからしばらく経つと認知が進んでしまう方もいらっしゃるんですね。そういう方の場合は、本人と話しながらグループホームへの紹介などもしています。

収益モデルという観点で言えば、居住支援法の補助金というのも入りまして、最近は見守りの支援の強化もありがたくさせていただいているというところ。

ポイントですが、賃貸借に関わるあらゆる初期費用を基本的にゼロにもっていくことですか、審査基準を独自化する、いわゆる保証会社の部分、刑余者の、特にその犯歴が新聞に載っていたり、ネットニュースとかに載っていると、まず保証会社に通るということがとても難しい状況です。

そこをフリーにするためには、最初からそういうところはうちのほうで貸そうとか。あとは今、保証会社の方とは定期でお会いをしているんですが、「うちがここまでサポートするから、ここまでの保証を付けてくれ」というところで、そういった、普通だったら保証会社の審査が通らない方でも、条件付きで保証会社の承認を通過していただいているとか、そういった取組みをしております。

そういったところで、入居候補者に住居の提供が可能なのかなというところ。

その次に、行政制度の活用です。

例えば、家賃住居確保支援給付金だったり、生活保護だったり、そういうところを我々は絶対に一度、刑余者の方であれば、その刑務所のところに直接行く。更生施設の方であればその施設に行きます。

留置所に入れられている方、拘置所に入れられる方であっても、直接面会しに行って、どういったお人柄の方かというところは必ず相談をした上で、どういった資産状況なのか、本人がどういう福祉を希望しているのかどうかとか、そういったところをすり合わせた上で進めていくということをとっております。

ですので、極論を言うと、預貯金がゼロの方、先ほど伝えた銀行口座がない方です

とか、身分証がない方とかでも、お話をした限りで問題がなさそうであれば、そして相談者の方も物件に関して納得をいって、この立地、この物件で問題ないという方であれば、進められるというような仕組みでやっています。

入居後も、そのままにしてはいけないので、安否の確認だったり、生活サポート、就労状況や緊急連絡先になることで、安定した生活をサポートをしていくといった取り組みをしています。

特にご高齢の方とかは、ものすごく気をつけているところです。孤独死とかになってしまうと、不動産業者の観点からすると、その保存という部分で、保険じゃ賄いきれないぐらいの損失になってしまうこともあります。

あと、高齢の方というのは結構話し相手を求められたり、若い方は余り求められないんですが、そういったところが、我々の役割なのかなと、誰かと社会の接点をつくるという意味では、そういった役割もあるかと思って、活動をしています。

具体的な数字で言うと、実際、昨年1年間で、入居の支援ができた、実際に住居確保できた人数というのは230人になります。そのうち刑余者だったのが、もともと犯罪を犯していたというのは置いて、分からない部分もあるので、本人が言わない部分もあるんです。直接の場合の取り組みで言うと、30名ほどが住居の確保しているということです。

運営のポイントというところですが、両面だと思ひまして、うちは言ってみれば不動産会社ですが、住居を求める層に対して、どのような方であっても、「この物件いいな」とか、「この物件、再出発できるな」というレベルの物件であれば、結構納得して長く住んでくれると思うんです。

なので、実際、年間退去率を10%以下に抑えられていて、七、八%ぐらいが年間の退去率ですが、本人が納得できるような物件を選べない限りは、その実現はなかなか難しいかと思ひて、そこをこだわっています。

基本的に五、六畳ぐらい、6畳に満たないぐらいで、ユニットバスでという物件が、うちは多いんですが、その物件の中でも、綺麗にしたりとか、きちんとクリーニングを入れてご紹介したりですとか、そういったところを心掛けています。

あとは、オペレーションの部分です。先ほど、棟近さんがおっしゃっていたんですが、帰住先の候補地ですとか、継続的な支援をしていく中で、本当に現実的にこの物件に行けるとか、「ここじゃ無理だったら、こんな団体もあるよ」とか、そういったオペレーションの部分もすごく大事だと思うんです。

帰住先の候補地がどれだけあるかということもそうですし、刑務所から出てからのぐらい福祉的支援ができるのかというオペレーションだったり、物件への入居までのスピード感とか、そういったもので安心感をできるようにしております。

あとは、私たちで言えば、うちじゃ無理なものというのは、例えば、お一人暮らしが結構困難な方というのは、ずっと私たちも見守りすることもできないので、グループホームとかの選択肢とかも考えるんですが、そのときにすぐほかの団体さんをご紹介できるかとかいったオペレーションの部分を大事にしています。

では、いい物件を提供しているから、それでいいのかというと、そんなこともないと思っていて、ここも退去率に大きく影響しているかと思うんですが、合意形成を取るコミュニケーションをものすごく意識しています。

刑余者の方と話して思うのが、皆さんが皆さんではないですが、すごくまじめな方だと思うことがよくあるんです。

この前も、刑余者の方を受け入れたとき、「復帰したらすごく頑張ります」ということを、常々私とかに言って、物件を契約したあとに、「こんないい物件を提供していただいて、本当にありがとうございます。感謝です」と言ってくれるんです。

それはそれですごく嬉しいんですが、どっちかという、今お金、仕事がうまくいかなかったとか、お金がなくなっちゃったとかというときに、ポッと本音を言ってくれるようなコミュニケーションができるとよりいいと思うんです。

会社内でも話すんですが、本心というのは、玉ねぎの皮のように、一枚一枚剥いていったところに本心が出てくると思っていて、どうしても我々は支援者という側面もあるので、構えたコミュニケーションがお互いになってしまいがちです。

そうじゃなくて、家賃が上手く払えないなみたいなときにすぐ相談に来ていただいたりとか、あとは、うちのうちで無理やり入居を進めるんじゃなくて、どっちかという、「こういった物件あるが、どう？」というスタンスなんです。

あくまでも相談者の方に選んでもらうというスタンスを取ることでしたり、先ほど、強制的な福祉支援はなかなか取りづらいという話もあったんですが、そのとおりで、無理やりやったところでトラブルになってしまうことというのは、結構私も経験してきました。

ですから、今はそういうふうにはしなくて、なるべく同意を取ったコミュニケーションというのを心がけていたりしています。

あとは、刑余者の特徴で言うと、高齢者の方でもすぐに働こうと前向きな方もいらっしゃるんですが、その中でいざ実際、現実には就活していったときに、なかなかいい就労先が見つからなかったときとか、本当に焦ってどっか行っちゃうということもあったりしました。

ですので、なるべく長期的視点を持って、長期で、五年、十年と、安定した住居で、例えば、その物件が納得いかなかったとしても、ここで頑張って、次に行こうという道筋を見せてあげるのが一つかと思いました。

セーフティネットというのは、今回お集まりの法務省の方々、行政の方々とかもそうですし、どこまで関係性を構築できるか。

我々は民間の事業者なので、それこそ行政の方にどこまで価値を感じてもらえるとか、信用を持ってご紹介いただくかというところは、すごく大事にしているところ です。

でも、それは行政と弊社間だけじゃなくて、ほかの支援団体の方々でしたり、あとは大家さんでしたり、それこそ入居者さんの方と、それぞれ同意を持ったコミュニケーションをとっていくということが、刑余者とかにかかわらず、大事なところなのかな と思っております。

刑余者の方は30名ぐらいでしたが、比較的安定的に長く住んでいただいているのも、そういったところを大事にしているからかなというところもあります。

あと、うちのうちで刑務所の明けの方とか、結構人にもよるんですが、すごく綺麗好きな方が多くて、うちとしては非常に助かっているなというところも、最後、そういった言葉を添えて、居住者法人の取組みとしては以上とさせていただきます。

○宮澤課長 貝賀様、大変ありがとうございました。

今のご説明についてご質問、ご意見をいただきたいと思います。委員の皆様、ご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。

では、屋宮先生、よろしくお願いします。

○屋宮委員 大変貴重な話をありがとうございました。

一応確認ですが、住宅に住まわれるときに保証人とか保証委託とか、その辺のことを全体的に教えてもらえるとありがたいんですが。

○貝賀代表取締役 保証の部分ですね。

○屋宮委員 そうですね。保証を取るか取らないのか、取る場合にどういうふうにするのか、ごく一般的な話になりますが、その部分を教えていただければと思います。

○貝賀代表取締役 入居時に保証会社を通過しているということが理想ではあるんですが、なかなかうちに来る方というのは、安定した住居がない方からの相談が多いです。

ネットカフェに行ったり、刑余者の方であれば、刑務所にいたりとか、なかなか審査が通らないので、基本的に入居を完了させて、賃貸借契約を結んでからの審査の後審査というところですね。

後審査になると、審査通過率が圧倒的に上がりますので、まずそこですね。「もう契約しましたよ」と、保証会社に契約書を送り、身分証を送っていると。

身分証がない方とかでも、保証会社の中でお話しして、「見込みで審査をかけるよ」というところもできますので、契約したあとにはなるんですが、後審査という形でや

っています。

これは、統計を取ってないんですが、七、八割ぐらいの方が緊急連絡先がいらないので、うちのほうで、これも保証会社の方と何社かお話をして、弊社、株式会社ホッとスペース東京が緊急連絡先で、すごい話ですが、代理店もうちで、賃貸人もうちなんです。

それでも、保証会社の3社ほどで「大丈夫だよ」と言ってくれた保証会社さんがありますので、そこで契約していますし、保証も結構あるところで、そこを大事にしてやっています。

刑務所から最近受け入れた方とかは、保証会社は通過しないだろうという、「ニュースにも載っていた方なので難しいだろう」という取組みでも、そこはもう割り切って、もう入れる。

入れると決めたのは、コミュニケーションがとれるということもそうですし、長くいらっしゃったので20万円ぐらいお金があったので、1か月分デポジットとして入れていただいて、入居を入れると。

なので、様々な形でアレンジをしています。保証会社の人「だめだろうな」と言っても、人柄がOKだったらいいですし、保証会社が入ればいいんですが、コミュニケーションとかで総合的に判断をするということにしています。

○屋宮委員　すごい取組みだと思います。ありがとうございます。

○宮澤課長　では、続きまして、八王子さん、お願いします。

○山野井委員　先ほど、1年間で対応した人が230名と言われたと思うんですが、実際は30名住居を提供されたというのと、最後のほうで現在30名の方に住居を提供しているという話をされていたんですが、230名の方の話で、結局30名。それ以外にもいるけれども、今年度は30名だったということですか。

○貝賀代表取締役　直近1年で230名の方を物件提供したという実績があって、そのうち、刑余者の方、更生保護施設から直接出られた方だったり、刑務所から出られた方というのが30名ほどいる。正確には32名ほどいらっしゃるというところですか。

○山野井委員　最後に言われた人数は、今年、去年ですね。対応した数ということですか。

○貝賀代表取締役　刑余者の、その32名とそのお話です、話が紛らわしくて。

○山野井委員　いえ、ありがとうございます。

大変な事業をされているなど改めて思ったのですが、先ほども保証がなくても、その方のお人柄とかで対応してくださるということですが、そこには裏切りじゃないですが、とは言えということはないんですか、その信頼に対して。

○貝賀代表取締役　私もこの7年ぐらいやってきて、だんだん分かってきたんですが、

もちろん分からないときもありますし、分からなくて、「えっ、あの人が」みたいなことはよくあったりします。

そういうときは、それを事例に、会社の人たちと集まって、「この場合はしょうがないね」とかで、「あのときのあの発言がネックになっていたんじゃないか」みたいなのを、事例共有したりして、なるべくデータを集めていくということをしています。

場合によっては、今いいことばかり言いましたが、お断りさせていただくときもあって、「これだとうちは難しい。申し訳ない」と。向こう都合で物件状況が合わなくて、お断りすることもあります。

○山野井委員 ありがとうございます。頑張ってくださいと思います。

○宮澤課長 それでは、続きまして、東京更生保護施設連盟の福田委員、よろしくお願いします。

○福田委員 更生保護法人静修会足立寮で施設長を務めています福田と申します。よろしくお願いします。きょうは非常に有益な情報をありがとうございました。

そこで、二、三お尋ねしたいんですが。我々更生保護施設は、共同生活が苦手な方々を何とか更生保護法の施設の枠組みの中で生活させて、何とか満期まで、いわゆる保護観察終了、または、終了まで何とか在所させるように務めるところがあるんです。

ただ、共同生活が苦手なものですので、こういう枠組みを外れた方々が入所されるときに、様々なトラブルがあると思うんですが、それらのトラブルがあって、例えば、家賃の滞納、それから、隣の部屋とかいった人たちとのトラブルとか、そういったものがあつた場合はどういうふうにしていくのかということ。

もう1点が、精神疾患を患った方、例えば、何らかの依存症を抱えてた方々の受入れとかはされているのか。

この2点について伺いたいのですが、よろしくお願いいたします。

○貝賀代表取締役 質問ありがとうございます。

まず、トラブルに関してですが、シェアハウスも23区内で運営しているものなので、共同生活になっている物件もあるんですが、そういうときは、面談のときに、「シェアハウスってこういう方もくるし、あとは、個室とはいえ、隣の人が帰ってきたときの音とか気になるけど、大丈夫なのか」という同意を取ることが一つあります。

あと、攻撃性はものすごく見ます。面談時に、分からないきに突っ込んだことを聞いたりして、そのときの反応とかで、攻撃性が高いと思う方とかは、なるべくシェアハウスにしないです。

僕らとコミュニケーションできるんだったら入れるし、難しかったらお断りさせていただいたりとか、攻撃性については入居前はものすごく見ます。

入居後、家賃滞納とかが起こった場合は、コミュニケーションがとれる状態であれば、働いている方であれば、家賃を分割した計画を立てていたり、福祉が必要な方であれば、一度福祉を受けたりですとか、何かしらの形で、すぐ保証会社を発動させるのではなくて、なるべくコミュニケーションで解決できるように、まずは動きます。トラブルに関してはそういうところです。

精神疾患を抱えた人、これは、刑余者とかもその犯歴とかの部分もそうですが、まず、精神2級、1級とかいうのを分類せずに、まずはお話をしてみて、そこでの反応だったり、入居を入れるかどうかというのを決めています。

3級、2級とかの方は、うちの入居者でいらっしゃる方がいます。1級の方は、受入れをしていないとかはないんですが、1級の方で過去うちで受け入れた事例はないです。

なので、そのあたりがラインなのかなとは思っています。2級でも難しいなと思うこともよくあります。そのあたりがラインですが、それをバイアスにして受け入れないということはしていません。

○福田委員 ありがとうございます。

○宮澤課長 続きまして、伊藤先生、よろしくお願いします。

○伊藤委員 ご報告ありがとうございます。とても興味深く伺いました。

民間の会社がこういうことを積極的にやっておられるんだなと。しかも、若い方が、いろいろなアイデアを盛り込んでやっておられる。非常に感心しました。

驚いたのは、メンバーというんですか、働いておられる方が5名でよろしいですか。5人でよく回しておられると思ったので、その辺の状況をお聞きしたいと思います。

それから、居住支援法人を取ったことで補助金が入ったとおっしゃったんですが、そういう補助金というのはどれくらい入るのか、好奇心ですが、聞かせていただけたらと思います。

それから、福祉的な視点が非常に強く入っていて、そしてビジネスモデルとしても、うまく運営できているというのがポイントだと思いました。福祉的な視点がしっかり入っていることを、私は社会福祉が専門ですが、感じました。

今後、こういうところに力を入れて、こんなところを改善していきたいという点について、貝賀さんご自身の思いがあったらお聞かせいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○貝賀代表取締役 ありがとうございます。

まず、5名で少数でやっているという理由は、そんなに儲からない事業なので、少なくやらざるを得なかったというところが一つです。

ただ、少ない人数の中で成り立たせるためにはどうすればいいかといったら、本当

に入居前のところの面談、1時間程度ですが、そこで会話ができるかみたいなのは、本当に会社として力を入れているところだったりしています。

会話が難しい方でも、うちに対して打ち解けてくれる何かはないかなみたいなのを探しながらやるというところはすごい大事にしています。

あとは、大家さんになるべくやってもらったりとか、連携はすごくしています。人数は5人ですが、例えば、直近230人の入居を支援したと伝えていますが、うちで直接コミュニケーションをとったのは130人ぐらいで、残り100名ぐらいはほかの外注さん、支援に共感してくださっている大家さんが直接やっていただいたりとか、そういったところでやっています。

時折りコミュニケーションして、本当にコミュニケーションをとっているかとか、大家さんの中では、利益に走って、何もやらないという人もいらっしゃるの、そこは見ながらやるということですね。

補助金に関しては、居住支援法人の枠組みがあって、それを各社が申請してやっているというところです。年々その枠があるので、上下はあるんですが、うちは結構その満額のほうに行っていますが、1人雇用するのは難しいかという感じはあります。

ただ、民間の事業者なので、なるべく自分たちで利益を出している状況が、幅広い支援につながると考えています。

批判するわけではなくて、NPOとかとはその枠組みが違う。不動産会社なので、そこら辺は、その福祉的側面のアプローチは違うのかなと思います。

今後は、まず課題としては物件数が少ないです。今でも直近で増やしているんですが、オーナーさんとかも、取組みに共感して増やしていこうというオーナーさんもうらっしゃったりするんですが、そういう数がまず、綺麗ごとばかり言いましたが、数が少ないというところが、まず一つ、増やしていきたいというところです。

あとは、生活保護を受けている方が全体の50%を超えるんですが、そのうちほとんど引きこもり状態になってしまっている人も多いんですね。

その方が、就労までとはいかないですが、外に出て取り組めるような施策ができたかなとは思っております。

仲介の部分ですね。刑務所から出所してきた方というのは、預貯金を結構持たれている方が多くて、うちの物件だと5畳、6畳のユニットバスが多いところなので、「いやいや、もうちょっといいところに住みたい」という方は、一般の不動産会社に対してアプローチをかけて今探しているんですが、それがなかなか成立率が悪くて、迷惑おかけしていることもよくあります。

ですので、賃貸仲介までもスムーズにイケたらと思っているんですが、まだしっかりできてないというところなので、そこを強化していることが今後の課題です。

○伊藤委員 ありがとうございます。ぜひ、いい活動が続けていただきたいと思います。

○宮澤課長 ありがとうございます。

それでは、そろそろお時間もございますので、締めくくりをさせていただこうと思います。

本日の協議事項につきましては、委員の皆様から貴重なご意見等を賜りまして、誠にありがとうございました。

犯罪をした者が更生をして再び罪を犯さないためには、安定した住居を確保することが何よりも重要でございまして、住居の確保を支援する行政や民間団体の役割が大きいものと認識しております。

また、住居の確保に取り組む各主体が抱える課題を解決するために、主体間の連携を一層推進することが重要でございます。本日の会議がその一助となれればと考えているところです。

本日の会議の議事につきましては、後日、皆様に議事録をお送りし、内容をご確認いただいたあと公表いたします。

なお、次回につきましては、11月28日に第2回実務者会議の開催を予定しており、再犯防止推進に関する広報啓発について協議を行う予定でございます。第2回実務者会議のメンバーとなる委員の皆様には、改めてご連絡をさせていただきます。

事務局から何かありますか。

では、以上をもちまして令和6年度第1回東京都再犯防止推進協議会実務者会議を閉会いたします。

本日は委員の皆様、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。以上でございます。

(午後4時38分 閉会)